農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４ 受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は,業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（履行報告）

第５条　受注者は，履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し，履行月の翌月５日までに監督員に提出しなければならない。

（重点調査）

第６条　重点調査とは，設計金額が2,000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において，落札価格（入札書記載金額に1.08を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が，設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し，成果品の品質確保を目的に，重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

２　重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について，受注者は，その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第１号）を作成し，契約締結後７日以内に監督員に提出しなければならない。

３　受注者は，前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは，これに応じなければならない。

４　重点調査業務の受注者は，業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

5　重点調査業務の受注者は，業務を履行するにあたり，業務履行中の全ての協議及び立会時には，管理技術者が出席(臨場)し、説明又は協議をしなければならない。ただし，着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しの成果品の受け渡しにおいては，管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第７条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

1　業務の実施にあたっては，別に定める「農業水利施設機能保全計画策定業務仕様書」をあわせ適用する。

農業水利施設機能保全計画策定業務仕様書

第１条　適用

本仕様は、「農業水利施設機能保全計画策定業務」（以下、「本業務」という）に適用する。

第２条　業務概要

本業務は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月　農林水産省農村振興局）に基づき、徳島県内の基幹的農業水利施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするために機能保全計画（長寿命化計画）を策定する。

第３条　業務対象範囲

本業務の対象は、県営事業により造設された基幹的農業水利施設の機能保全計画を策定する。計画は施設ごとに策定する。

第４条　準拠図書

○徳島県農林土木設計業務共通仕様書	平成23年 5月	徳島県
○インフラ長寿命化計画（行動計画）	平成26年 8月	農林水産省 農村振興局
○農業水利施設の機能保全の手引き ・総論 ・パイプライン ・開水路 ・頭首工 ・頭首工（ゲート設備） ・頭首工（ゴム堰） ・水路トンネル ・ポンプ場（ポンプ設備） ・除塵設備 ・電気設備 ・水管理制御設備	 平成27年 5月 平成28年 8月 平成28年 8月 平成28年 8月 平成22年 6月 平成25年 4月 平成28年 8月 平成25年 4月 平成25年 4月 平成25年 5月 平成25年 5月	 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局
○農業水利施設の長寿命化のための手引き ・開水路	 平成27年11月	 農林水産省 農村振興局
○農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル（案） ・パイプライン ・開水路補修	 平成29年 4月 平成27年 4月	 農林水産省 農村振興局 農林水産省 農村振興局

第５条　業務内容

（１）機能診断

対象施設における要求性能の設定及び機能低下状況の確認を行い、現況施設の問題の整理及び対策の必要箇所の設定を行う業務。

各調査結果及び評定に基づき、施設状態を的確に把握・評価を行い、将来的な施設状況の予測、更新時期の平準化及び補修・更新費用の最小化を図るための、機能保全計画の策定を行う業務

※　詳細は別記－１を参照

第６条　貸与資料

本業務においては、業務の参考として必要な以下資料を貸与することとしている。

（１）出来高設計書

（２）施設台帳

（４）その他参考資料

なお、受注者は、業務完了時に貸与された資料については責任を持って返還しなければならない。

１－１　機能診断（ゲート設備）

作業項目	作　業　内　容
1-1-1 事前調査	設備の状況や問題点等を把握するために，関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査を行う。これにより，現地での機能診断項目を決定し，健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。 なお，資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し，設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集，整理する。
1-1-2 概略診断 機能診断評価 （健全度評価）	機略診断調査の結果により部位毎及び設備全体の健全度評価を行い，詳細診断調査の必要性を判断する。
1-1-3 詳細診断 機能診断評価 （健全度評価）	詳細診断調査の結果による部位毎の健全度評価，余寿命予測に基づき，設備の健全度評価を行う。
1-1-4 機能保全 対策の検討 1-1-4-1 性能低下 予測	設備を構成する装置･部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに，設備全体としての対策実施の要否，その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測（余寿命予測）を行う。
1-1-4-2 機能保全 対策の検討	機能診断評価結果を踏まえ，当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し，将来的な劣化対策を検討する。
1-1-4-3 対策実施 シナリオの作成	今後必要となる対策の時期，内容等を予測して，機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。
1-1-4-4 機能保全 コストの算定	各種診断結果による機能保全コストとして， ①当面の整備にかかる費用 ②今後の更新等に必要な費用（想定） ③定期点検に必要な費用 を合算し算定する。
1-1-4-5 機能保全 計画の策定	施設機能の維持，対策実施の合理性，設備重要度との適合性， 維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。
1-1-4-6 農業水利 ストック情報 データ作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。
1-1-5 照査	照査計画に基づき，業務の節目毎に照査を実施し，照査報告書の作成を行う。
1-1-6 点検取り まとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。